

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第八号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和三十四年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同条第三項中「十三万円」を「十四万円」に改め、同条第四項中「十万円」を「十二万円」に改める。

第十九条中「五十万円」を「五十一万円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「十万円」を「十二万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の聖籠町国民健康保険税条例の規定は、平成二十三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。